

鈴鹿市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月17日

鈴鹿市固定資産評価審査委員会

鈴鹿市固定資産評価審査委員会規程第1号

鈴鹿市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

鈴鹿市固定資産評価審査委員会規程（平成8年鈴鹿市固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鈴鹿市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年鈴鹿市条例第90号。以下「条例」という。） <u>第17条</u>の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の書類等の様式、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、鈴鹿市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年鈴鹿市条例第90号。以下「条例」という。） <u>第18条</u>の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の書類等の様式、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。